

6月定例市議会報告

6月定例市議会が、6月7日から25日までの会期で開催され、平成22年度一般会計第2回補正予算などの議案が原案どおり可決、承認されました。

主な議決案件をお知らせします。

－6月補正予算－

●一般会計

総額 13 億 2,600 万円の増額補正
(補正後の予算総額は 633 億 9,217 万円)

★保育所施設整備

認可保育所施設整備費補助【新規】
5 億 4,163 万円
認可保育所 5 園の改築整備を緊急に行い、待機児童の解消を図ります。(60 名定員増を予定)

★コミュニティセンター施設整備

四絡コミュニティセンター整備事業
1 億 9,232 万円
昨年度実施した整備予定地の調査に基づき用地取得を行います。

須佐コミュニティセンター等整備事業【新規】
390 万円
須佐コミュニティセンターおよび佐田図書館の整備に向けた佐田支所改修の実施設計を行います。

★安全安心なまちづくり

市街地水害解消対策事業【新規】
910 万円
大津町昭栄地区において内水処理を行う調整池整備のための測量設計を行います。

松くい虫対策事業 7,020 万円
県の森林整備加速化・林業再生事業を活用し実施する伐倒駆除・樹幹注入業務経費を追加します。

★産業振興・地域活性化・賑わい創出

お祭り広場・だんだん広場利活用支援事業【新規】
230 万円
市役所本庁舎周辺を賑わいの空間とするための仕掛けづくりとして、イベントなどに活用するテントや机などを購入します。

★その他

固定資産税賦課事務費 350 万円
新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度を導入するためシステム改修を行います。

予算案件 1 件

○平成22年度一般会計第2回補正予算(左表)

条例案件 8 件

○出雲市新築住宅に対する固定資産税の課税免除に関する条例
緊急経済対策の一環として、新

築住宅に対する固定資産税の一部について課税免除を行うことにより、新築住宅の取得を支援し、一層の定住促進を図るとともに、地域経済の活性化を図ります。(詳細は、5 ページを参照)

○出雲市スポーツ施設条例の一部を改正する条例
宇竜地区漁業集落環境整備事業

により、日御碕多目的運動広場を整備したことに伴い、施設の位置、使用時間などを定めました。

▽施設の位置／
大社町日御碕249番地2

▽使用時間／
8 時 30 分～日没まで

▽全体面積13,762㎡
(うち運動広場6,200㎡)

単行議決案件 12 件

○出雲市定住自立圏形成方針
人口定住のために必要な都市機能および生活機能の確保に向けて、中心地域である出雲地域と周辺地域である平田地域、佐田地域、多伎地域、湖陵地域および大社地域が、相互に役割を分担し、連携する取組に関する方針を策定することについて、議決されました。

新しく建てられた住宅の 固定資産税がお安くなります

120㎡分にかかる
固定資産税を

新築後の3年度分
全て減額します

新築の住宅の固定資産税が一定期間（3年間または5年間）減額される制度が、地方税法で現在定められています。（居住部分のうち120㎡部分の固定資産税が1/2になる）

この制度で減額されなかった残りの1/2を、出雲市で独自に免除します。（期間は3年間）

以下の①～⑤を全て満たす必要があります

- ①平成22年1月2日～平成25年1月1日に新築された住宅であること
- ②地方税法の“新築住宅に対する固定資産税の減額”の対象要件にあてはまっていること※1
- ③市内業者が施工した住宅であること※2
- ④住宅の所有者に市税等（国民健康保険料を含む）の滞納がないこと
- ⑤賃貸住宅または賃貸マンションでないこと（分譲マンションは可）

※1. 床面積が50㎡～280㎡の新築住宅（店舗などを併用している住宅の場合は、住宅部分が全体の1/2以上であれば対象住宅となります。ただし、居住に用いる部分のみが減額の対象となり、店舗や事務所など住居以外の部分は減額対象となりません。）

※2. 市内業者とは、出雲市内に本店や営業所を有する法人（法人設立（開設）を出雲市へ届け出ている業者）、または市内に住所を有する個人事業者のことを指します。

申請に必要な物



固定資産税課税免除申請書

申請書は固定資産税担当課で配布、または市役所ホームページからダウンロードできます。



工事施工業者がわかる書類（写し）

建築工事契約書、売買契約書などの写し



住宅所有者の市税等滞納のない証明

本庁市民税課や各支所の窓口で発行できます。

制度適用の例

通常の税額
地方税法による減額
地方税法による減額
+ 出雲市の新制度

床面積 165 ㎡の住宅が、
制度の適用となった場合。

固定資産税の負担部分

165 ㎡

45 ㎡ 120 ㎡

1/2 になる

45 ㎡ 120 ㎡

かからない

最初の3年間、120㎡までの
固定資産税がかかりません！

詳しい内容やご質問は、お気軽に下記までおたずねください。

おたずね

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ○本庁（資産税課）：TEL 21-6820 | ○平田支所（市民生活課）：TEL 63-5540 |
| ○佐田支所（市民福祉課）：TEL 84-0118 | ○多伎支所（市民福祉課）：TEL 86-3116 |
| ○湖陵支所（市民福祉課）：TEL 43-1214 | ○大社支所（市民福祉課）：TEL 53-3115 |